

平成 28 年 11 月 24 日

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿

全国青年税理士連盟 会長 水野 誠
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12
代々木リビン 401号
電話 03-3354-4162
FAX 03-3354-4095

BEPS 行動計画 12『タックスプランニングの義務的開示制度』に対し 貴会の意見表明等を求める要望書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

現在、政府税制調査会では BEPS プロジェクトの最終報告を踏まえた国際課税の議論が行われている最中であり、国際的な租税回避行為への我が国の対応について、その動向が注目されています。また、去る 9 月 8 日には日本経済新聞朝刊に「税逃れ防止策、政府税調議論へ 海外子会社利用など」と題した記事が掲載され、その中で「企業や富裕層に租税回避策を指南する税理士に仕組みの開示を義務付ける制度づくりも議論する。」と記載されたことから、多くの税理士が納税者に対して租税回避策を指南しているかのような誤解が国民に抱かれないか懸念しております。

特に BEPS 行動計画 12『タックスプランニングの義務的開示制度』は、諸外国の例では罰則を設けて抑止的にタックスプランニングの開示を求めるものであり、納税者及び税理士の双方に影響する制度です。貴会におかれましても議論及びご検討頂き、税理士の社会的存在意義について国民の正しい理解の助けとなるよう、各関係省庁及び各報道機関に対し、積極的に意見を述べて頂くようお願い申し上げます。

1. 義務的開示制度を国内におけるタックスプランニングに拡大適用しないこと

OECD が BEPS プロジェクトを立ち上げた趣旨は、グローバル化に伴うビジネスモデルの構造変化により生じた多国籍企業の活動実態と各国の税制や国際課税ルールとの間のずれを利用することで、多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題（BEPS）に対処することである。当然のことながら、開示制度の適用範囲は国際的な租税回避策に限定されるべきであるが、政府税制調査会での議論及び新聞報道においてはそのような限定がなされていない。国内における租税回避策については、司法や立法で当然に手当てされるものである。そのため、プロジェクトの趣旨を逸脱し、国内における適法なタックスプランニングにまで義務的開示制度を拡大適用しないようにすべきである。

2. 開示対象者は国際的な租税回避による節税効果を認識する者に限定すること

開示情報の内容は、租税スキームの詳細及び関連する主要な税の法令、該当する開示基準、期待される租税便益、取引に関わる全ての関係者の詳細が予定されている。悪質な国際的租税回避を防ぐために必要な開示内容であるが、BEPS 最終報告で基本原則のひとつとされる『納税者側のコンプライアンスコストと、税務当局が租税回避の取引の情報を入手するという便益とのバランス』をとる必要がある。同最終報告でも指摘のあるとおり、主要便益テスト等の前提条件により、『納税者又はプロモーターがクロスボーダー取引に係る節税効果を認識していることが合理的に見込まれる場合に限り開示義務が課される』ように、納税者等に対して過度な負担とならない制度設計とすべきである。